**高規格救急車売買契約書**

　買主社会医療法人河北医療財団河北総合病院（以下「甲」）と、売主　　　　　　　会社（以下「乙」）は、次のとおり売買契約（以下「本契約」）を締結した。

（目的物）

第１条　乙は本高規格救急車を甲に売り渡し、甲はこれを買い受ける。

（売買代金）

第２条　本件高規格救急車の売買代金の総額（地方消費税相当額含む）は、

金　　　　　　　　円とする。

（売買代金の支払時期およびその方法）

第３条　甲は乙に対し、前条の売買代金を、次の各号に定めるところにより支払う。なお、振込手数料等の支払いに要する費用は甲の負担とする。

（１）支払期限（西暦）2025年5月31日

（２）支払方法

　　ア　現金、口座振替手続又は乙の指定する口座宛に送金する方法により支払う。

　　イ　甲は、乙の承諾を得た場合に限り、小切手又は約束手形をもって売買代金の支払いをすることができる。ただし、支払期日は上記（１）記載の支払期限を越えることはできない。

　２　甲が売買代金の支払いを怠ったときは、支払期限の翌日から弁済に至るまで年14.6％の割合による遅延障害金を乙に対して支払う。

（引渡し）

第４条　乙は甲に対し、本高規格救急車を下記（1）の期限までに（2）の場所にて引き渡す。

　（１）期限（西暦）2025年3月31日

　（２）引渡場所　社会医療法人河北医療財団　河北総合病院

（費用負担）

第５条　本件自動車の引渡し時までに生じる諸費用については、原則として各自の負担とする。

２　ただし、次の各号の費用については、甲の負担とする。

　一　自動車税

　二　自動車取得税

　三　自賠責保険料

　四　登録名義変更申請手続に伴う諸費用

（危険負担）

第６条　本契約締結後、本高規格救急車引渡し前に乙の責に帰することのできない事由により滅失または毀損した場合は、本契約は遡及的に効力を失うものとする。

（瑕疵担保責任）

第７条　甲は、本契約締結後、本高規格救急車に隠れた瑕疵があることを発見した場合、瑕疵補修もしくは代金減額の請求または損害賠償の請求を乙にすることができる。

２　前項の瑕疵により本契約の目的を達することができない場合、甲は本契約を解除することができる。

３　前２項の瑕疵担保期間は引渡日より、30日とする。

（協議事項）

第８条　本契約に定めがない事項、または本契約条項に解釈上疑義を生じた事項については、双方協議の上解決するものとする。

（本件自動車の表示）

登録番号

車　　名

型　　式

車台番号

登録年月日

車検満了日

走行距離

　以上、本契約の成立を証するため、この契約書を２通作成して、双方署名捺印の上、各自１通を保有する。

　　西暦　　　年　　　月　　　日

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 買主（甲） | 住所 |  | |
|  | 氏名 |  |  |
| 売主（乙） | 住所 |  | |
|  | 氏名 |  |  |